

千葉県地方自治研究センター理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光



2015年9月19日、戦争法案と非難を浴びるいわゆる「安全保障関連法案」が参議院の採決を得て可決成立した。

数多くの識者が主張されるように、私もこの新法は日本国憲法に違反していると思う。論点は多いが、ここでは極力絞ることにしよう。

法案の段階では、「自衛隊が海外においても米軍などと共に武力行使ができるとなれば、他国は日本の存立を危うくするような行為をためらうであろう、これすなわち戦争抑止力が強化されるということに他ならない」という類いの主張が幾度も繰り返された。そして集団的自衛権の行使は日本国憲法違反には当たらないとする新解釈に基づいて、自民党と公明党が法案の成立に向けて突進した。

しかしあらためて日本国憲法を読もう。「日本国民は、…（中略）…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」（前文）からこそ、「日本国民は、…（中略）…武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを

放棄する」（第9条第1項）としたのである。

ここで指摘したい問題は、その主張を見る限り軍国主義者と評すほかない「正当に選挙された国会における代表者」（前文）たちによって、日本国憲法の手続きのみならず理念までもが蹂躪されたことである。立憲主義の崩壊過程が始まったのである。彼らの策動に倣えば、脅威のデマゴギーの下で「人間相互の関係を支配する崇高な理想」（前文）は吹き飛ばされかねない。

「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるもの」（前文）であるからこそ、はみ出してはいけない枠がある。憲法はその具体的な表現であり、これは立憲主義のイロハである。

さて、今の衆参両院に解釈改憲を公約に掲げて当選した与党議員はいるだろうか。「平和のための戦争準備」という軍国主義が法秩序全体の危機を招いていることに気づいているだろうか。

「崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」（前文）われわれ「日本国民」は、立憲主義の崩壊過程を傍観することなく、法秩序の正統性を再生させなければならない。